

令和6年7月

公共工事受注者 各位

鈴鹿市の週休2日制工事について

技術監理契約課 技術管理G

三重県における、月単位の週休2日の導入を含めた「週休2日制試行要領」等の令和6年7月改定に伴い、鈴鹿市もこれに準じることとします。

その概要は下記のとおりです。

記

- 1 適用案件 土木工事（積算基準（下水道編）適用工事含む）、公共建築工事積算基準適用工事、積算基準（港湾関係）適用工事、農業農村整備工事、森林整備保全工事、漁港漁場関係工事
- 2 適用日 令和6年7月5日以降に公告される案件から順次適用。
※工事毎の適用状況は公告文及び仕様書でご確認ください。
- 3 適用要領 「週休2日制試行要領 令和6年7月」（三重県 県土整備部制定）
「月2回土日完全週休2日制工事試行要領 令和6年7月」（三重県 農林水産部制定）

以上